

○南相馬市学校適正化検討協議会設置要綱

令和7年8月22日
教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 南相馬市公立学校適正化計画に基づき、適正化に向けた検討を行う複数の学校（以下「対象校」という。）における今後の教育環境と魅力ある学校づくりについて検討及び調整を行うため、南相馬市学校適正化検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 望ましい教育環境の検討に関すること。
- (2) 魅力ある学校づくりの検討に関すること。
- (3) 学校適正化の方向性の検討に関すること。
- (4) その他教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 対象校のPTA代表者
- (3) 対象校の通学区域に居住する未就学児の保護者の代表者
- (4) その他教育長が必要と認める者

3 検討協議会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から対象校の統合に係る検討結果を市に提出するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に開催される会議は、教育長が招集し、会長が選任されるまでの間、会議の議長となる。

2 検討協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求める

ことができる。

- 5 会長が特に必要と認めるときは、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって検討協議会の議決に代えることができる。
- 6 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる委員は検討協議会に出席したものとみなす。

(庶務)

第7条 検討協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課で処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が検討協議会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。